

令和3年9月1日

各位

三条地域水道用水供給企業団
企業長 滝沢 亮

三条地域水道用水供給企業団発注の建設工事に
おける管内企業の活用の促進について

当企業団では、かねてから建設工事発注に当たり、地場産業の振興・地域経済の活性化及び管内企業の育成を図るため、管内企業への優先発注に取り組んでまいりました。

当企業団発注工事の受注者各位におかれましては、下請等に係る管内企業の優先採用について、このような当企業団の考え方について御理解をいただき、当企業団発注工事の受注に当たっては、次のとおり下請等に係る管内企業の優先採用をお願いいたします。

記

1 管内企業の活用促進について

- (1) 受注者は、工事の一部を下請に付する場合には、可能な限り管内に本社・本店を置く事業者(以下「管内企業」という。)の中から下請負人を選定するものとする。
- (2) 受注者は、請負金額 130 万円以上の場合で、管内企業以外の企業(以下「管外企業」という。)と下請契約を締結する場合、管外企業を下請負人として選定した理由を記した「管外企業等下請報告書」を提出するものとする。

2 管内建設資材の優先調達・使用について

受注者は、建設資材等を調達するに当たり、可能な限り管内企業から管内産品等を調達し使用するものとする。

※三条地域水道用水供給企業団管内…三条市、加茂市及び田上町の区域内